

○市民税課税層における食費・居住費の特例減額措置について

○制度の概要○

本人または世帯員が市民税を課税されているときは、利用者負担第4段階に該当し、補足給付の対象とはなりません。ただし、下記の①～⑥の要件すべてを満たす場合は、「特例減額措置」を受けることができます。

この特例の対象期間は、③の要件に該当しなくなるまでの間で、食費もしくは居住費またはその両方について、利用者負担段階3段階2の負担限度額が適用されます。

減額は、利用者の申請にもとづき、市が確認をしたうえで行われます。

① 属する世帯の構成員の数が2以上（単身世帯は含まない）

- 配偶者が同一世帯内に属していない場合は、世帯員の数に1を加えた数が2以上
- 施設入所により世帯分離した場合でも同一世帯とみなす（以下②から⑥において同じ）

② 介護保険施設に入所していること

- 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担段階4段階の食費・居住費を負担している
- 施設入所により世帯分離し、第3段階2以下に該当する場合は適用されない
- ショートステイについては適用されない

③ 世帯の収入が施設利用料を大きく上回らないこと

- 全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の「公的年金等の収入金額＋年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）」の合計額から、利用者負担（定率負担）、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万円以下

※収入：障害年金・遺族年金等の非課税年金は含まない

※施設の利用者負担：特例減額措置の申請の際に入所する施設の定率負担、食費、居住費の見込み額

◆所得証明書の提出または収入について申告

◆源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しその他の収入を証する書類、施設への支払額が分かる契約書等の写しを添付

④ 資産が基準額以下であること

- 全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、有価証券等の合計額が450万円以下
- ◆全ての通帳の写し及び有価証券等の残高が分かるものの写しを添付
- ◆現金について申告

⑤ 日常生活のため必要なもの以外の資産がないこと

- 全ての世帯員及び配偶者について、居住用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を有していない
- ◆利用し得る資産を有していないことを申告

⑥ 介護保険料を滞納していないこと

- 全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない